

4月

保健だより

令和5年4月
No.1
飾磨工業高校
保健室



入学・新級おめでとう！保健室の 岸根史子(きしねふみこ)です。
保健部は、保健部長 田中晃先生、保健部専任 工藤綾佳先生の
3人体制です。飾磨工業の生徒皆それぞれが、自分らしさを大切に、
元気に過ごせるよう、一緒に考え取り組んでいきます！
よろしくお祈りします



++ 健康診断は自分の体と向き合い ++
健康について考える大切な時間です

身体測定		体がバランスよく成長しているかをみます。
内科検診	4月20日(1年次) 6月8日(2年次) 5月11日(3年次)	心臓や肺・気管支に異常がないかを調べます。 ケガや故障の有無、骨や筋肉を問題なく動かせるか、 胸郭や四肢、背骨などの病気がないかを調べます。
眼科検診	6月6日(1年次/2-3・4) 6月13日(3年次/2-1・2)	目の病気がないかを調べます。
耳鼻科検診	5月31日(1年次) 6月7日(2年次) 6月14日(3年次)	耳・鼻・のどに病気がないかを調べます。
歯科検診	6月15日(3年次/2年2クラス) 6月22日(1年次/2年2クラス)	むし歯や歯周病になっていないか、顎の関節や咬み合わせ、 歯並びに異常はないかを調べます。
尿検査	5月10日(全員) 5月30日(該当者のみ)	腎臓の病気や糖尿病などがないかを調べます。
心電図 胸部X線	4月12日(1年次)	心臓がうまく動いているかどうかをみます。 結核がないかを調べます。

お世話になる。

内科：小笠 貴司先生〔おがさ内科〕
眼科：笹尾 晋 先生〔ささお眼科クリニック〕
耳鼻科：瓦井 康之先生〔瓦井耳鼻咽喉科医院〕
歯科：藤原 正 先生〔藤原歯科クリニック〕
薬剤師：長谷川英昭先生

学校医の先生です

保護者の方へ
何か気になることや
尋ねたいこと、話した
いこと等ありましたら、
お気軽に保健室の
方へご連絡ください。

保健室利用について

- 保健室は、健康診断、保健指導、健康相談、救急処置、傷病者の休養、保健情報資料の収集管理、その他保健活動を円滑に行うために設けられています。
- 保健室では、医師に手渡すまで、または医療を受ける必要のない範囲の傷病に対する応急処置を行います。継続的な処置は行いません。
- 飲み薬はありません。
※薬は、人によって効き目に差があり、また体調によってじんましんがでたりすることもあります。安易にクスリを飲むのは危険なことです。保健室は薬局や病院ではありません。「今、薬が必要なのか」「何が原因でこうなったのか」「これからどうすればいいのか」といったことを、一緒に考えましょう。安易に薬を使用するのも、友達にあげることも、もらうこともやめましょう。
- 養護教諭が不在の場合は、職員室で年次の先生に相談し、指示を受けてください。



- 「いつ・どこで・何をしていた・どうなったか」と、自分の状況について説明しましょう。
- 休養は、1時間を目安とします。回復の見込みがない場合は、家で休むことをすすめます。

こんなときは 利用してください



キャンパスカウンセリングのご案内

年間26回、カウンセラーによるカウンセリングを実施します。

「船引純法先生」と「大西麻貴先生」に来ていただきます。

相談内容は、進路・友人関係・部活動・家庭・学校・恋愛・身体のことなど、何でも構いません。

相談希望の生徒は、担任か保健室（岸根）へ申し込みしてください。

キャンパスカウンセラーには、守秘義務があるので、安心して相談してください。

保護者の方も無料で受けることができます。お子様のことで相談のご希望がございましたらお気軽にご連絡ください。

TEL：(079) 235-1951

変更する場合があります。保健日より等で随時連絡します。

船引 純法 先生		大西 麻貴 先生	
4月	26日 (水) 13:15~16:15	4月	27日 (木) 13:15~16:15
5月	26日 (金) 13:15~16:15		
6月	21日 (水) 14:00~17:00	6月	15日 (木) 13:15~16:15
7月	14日 (金) 11:30~14:30	6月	29日 (木) 13:15~16:15
9月	8日 (金) 13:15~16:15	9月	14日 (木) 13:15~16:15
9月	21日 (木) 13:15~16:15		
10月	4日 (水) 13:15~16:15	10月	18日 (水) 9:30~12:30
10月	20日 (金) 13:15~16:15		
11月	10日 (金) 13:15~16:15	11月	9日 (木) 13:15~16:15
11月	22日 (水) 13:15~16:15	11月	29日 (水) 11:30~14:30
12月	21日 (木) 11:30~14:30	12月	13日 (水) 11:30~14:30
1月	17日 (水) 13:15~16:15	1月	18日 (木) 13:15~16:15
2月	7日 (水) 13:15~16:15	2月	1日 (木) 13:15~16:15
3月	6日 (水) 11:30~14:30	3月	7日 (木) 11:30~14:30

~次のような場合は、オススメです~

- ・なんとなく体調不良が続き、食欲がない
- ・眠れない
- ・気分が落ち込んで、何もする気にならない
- ・友だちや先生との関係、家族の関係など人間関係で困っている
- ・成績や進路に悩んでいる
- ・イライラして、どうしたらいいかわからない ……など

気になったら、一度、カウンセラーさんに会ってみよう!



独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付

本校では、入学時にご同意いただき全生徒が加入しております。年間掛金は、保護者負担金 1,776 円（設置者[兵庫県]負担 374 円の計 2,150 円）です。年次より徴収しますので、ご了承ください。

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの (学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・異物の嚥下又は吸入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	障害見舞金 4,000万円~88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円~44万円〕
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合1,500万円)
死亡	突然死	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合1,500万円)
	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 1,500万円(通学(園)中の場合同額)

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準として算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

給付金の請求方法 <医療費の場合>

(JSC:独立行政法人日本スポーツ振興センター)

保護者	医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受け、学校等へ提出します。
提出 ↓	↑ 支払
学校	けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」等)を設置者に提出します。
提出 ↓	↑ (支払)
設置者	管内の学校分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」等)をJSCの担当事務所に提出します。
請求 ↓	↑ 支払
J S C	提出された書類を審査の上、給付額を決定し設置者を通して保護者へお支払いします。

※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様のご協力のお願いをしております。
なお、「医療等の状況」などを持参してもその場で書いただけられない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校・学校の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校との密な連携をお願いします。

* 書類を未提出の人や手続きがまだできていない人は、早めに保健室へきてください。